

平成29年11月20日

東京都児童福祉審議会

第3回専門部会 「子育て家庭を地域で支える仕組みづくり」報告

杉並区における母子保健及び子育て支援の取組等について



杉並区保健福祉部子ども家庭支援担当課長

笠 真由美



本日の内容

1. 杉並区の現状（妊娠期～子育て期）
○人口動態 ○組織と分掌事務
2. 母子保健と子育て支援の連携の状況
3. ゆりかご・とうきょう事業を活用した取組
と杉並区独自の取組
4. 杉並区における養育支援訪問事業の状況



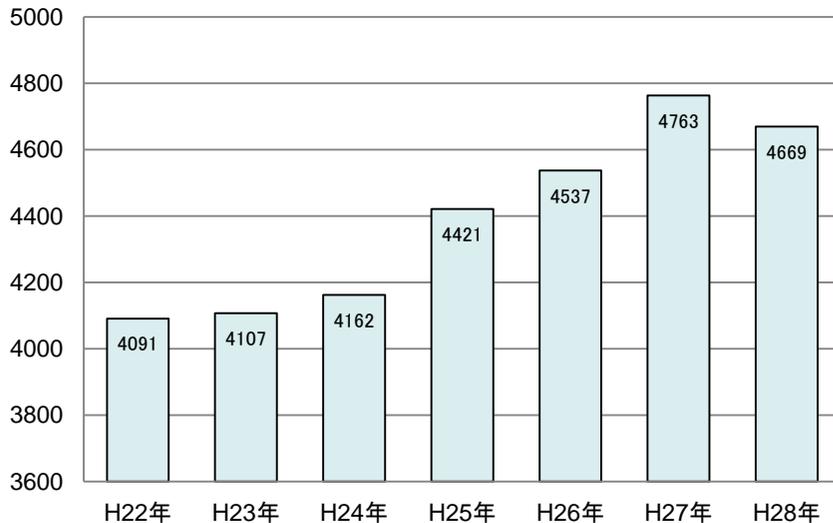
杉並区の統計

◆杉並区の人口と世帯(平成29年11月1日現在)
人口:564,430人(男性:270,870人、女性:293,560人)
世帯:318,205

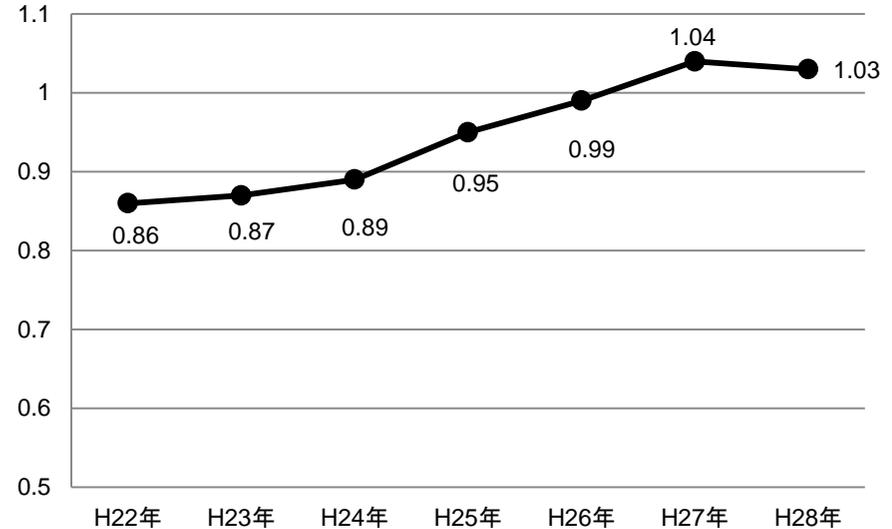
◆杉並区の児童人口(平成29年11月1日現在)
児童人口:69,178人(男性:35,341人、女性:33,837人)
うち就学前人口:25,352人(男性:12,969人、女性:12,383人)

◆杉並区の出生の状況(平成28年)
出生数:4,669人
出生率:8.6(人口千対)
合計特殊出生率:1.03

杉並区の出生数の推移
(杉並区人口動態統計より)



杉並区の合計特殊出生率の推移
(杉並区人口動態統計より)



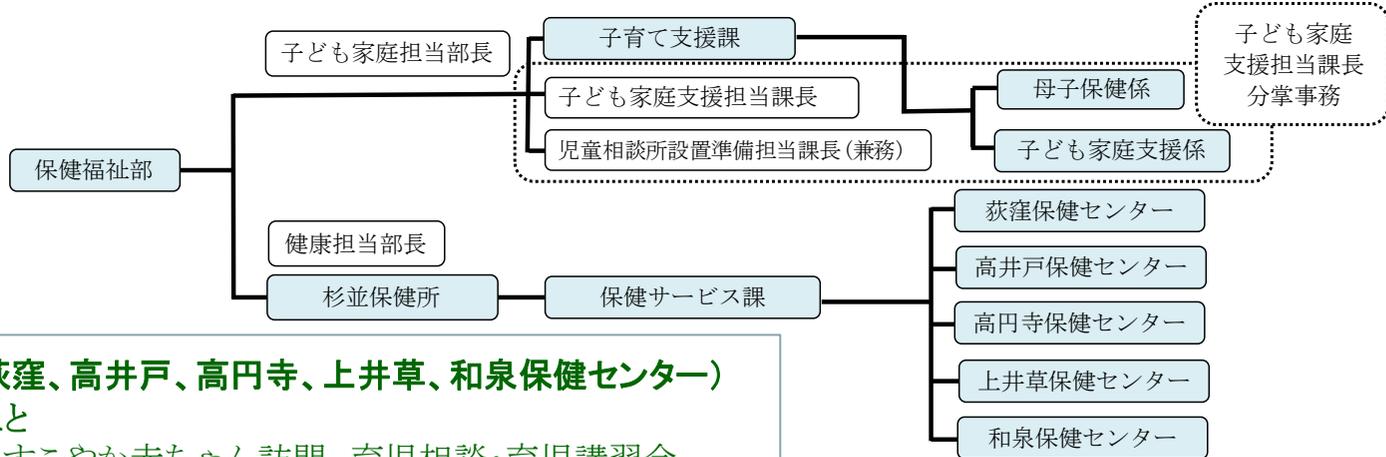
杉並区の組織体制(母子保健・子ども家庭分野)

◆子ども家庭支援担当(母子保健係)

- ・母子保健に関すること
(保健センター及び他の係に属するものを除く)
母子保健に関する計画、連絡調整
乳幼児、妊産婦の健康診査に関する事務
母子保健医療費等の給付に関する事務
休日パパママ学級・休日母親学級に関する事務
産後ケアに関する事務
妊娠届・母子健康手帳の交付及びゆりかご事業に関する事務
子どもの予防接種予診票の交付に関する事務

◆子ども家庭支援担当(子ども家庭支援係)

- ・子どもと家庭に関する総合相談に関すること
- ・児童虐待に関すること
- ・子育て支援サービスに関すること
- ・地域における子育て支援活動の促進及び支援に関すること
- ・養育支援を必要とする家庭に対する援助に関すること
- ・養育家庭の普及に関すること



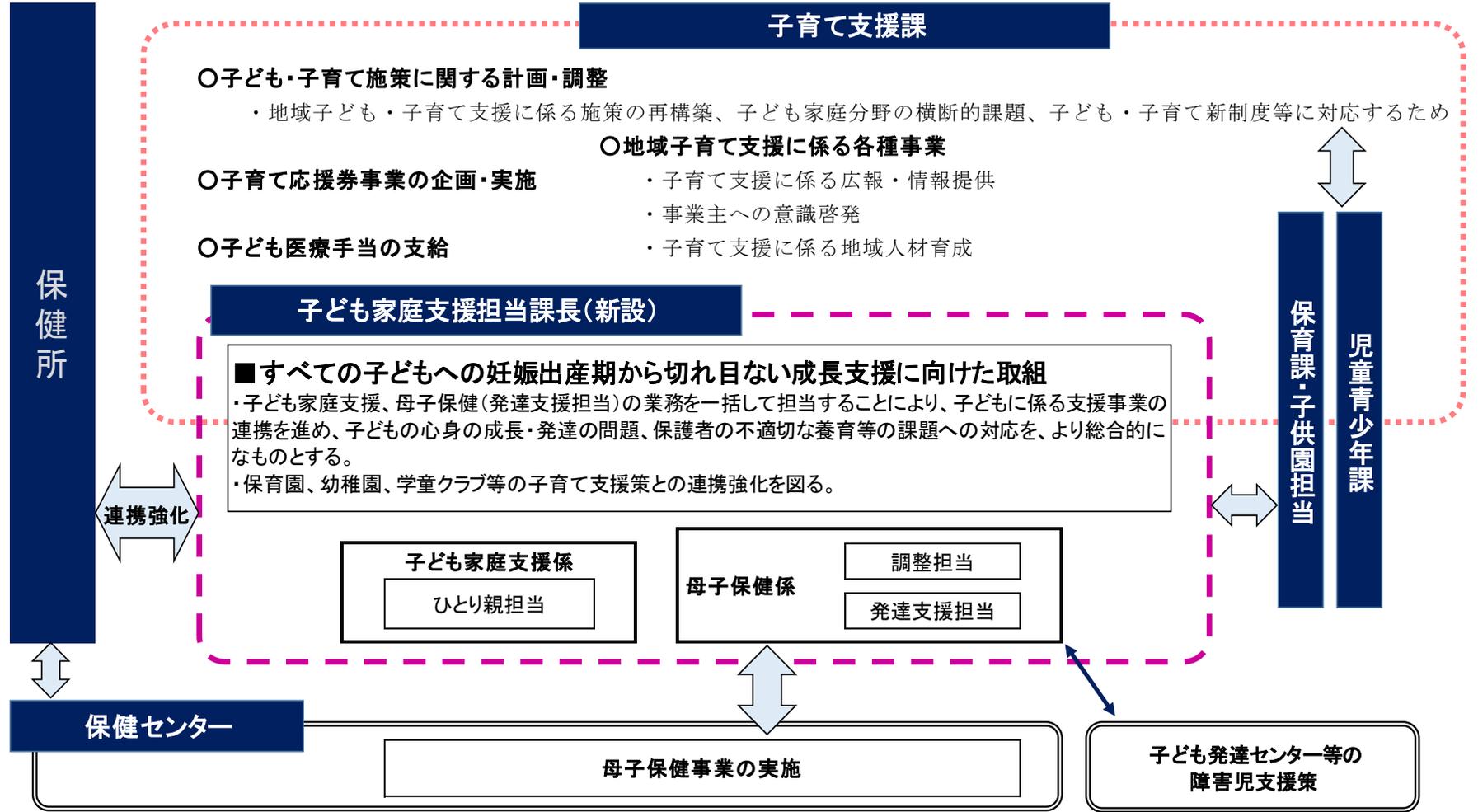
◆保健サービス課(荻窪、高井戸、高円寺、上井草、和泉保健センター)

- ・母子保健に関すること
乳幼児健康診査、すこやか赤ちゃん訪問、育児相談・育児講習会
平日母親学級、平日パパママ学級
児童虐待予防(グループカウンセリング、保護者のこころの相談等)

※母子保健に関する分掌事務を抜粋



平成24年度の組織改正の考え方(概要図)



- ◆ 平成24年度から
新たに保健福祉部子育て支援課に母子保健（発達支援）、
子ども家庭支援の業務を一括して担当する
「子ども家庭支援担当課長」のポストを新設
 - 保健所健康推進課「母子保健係」を子育て支援課に移管
 - 「調整担当係長（保健師）」ポスト新設
 - ※子育て支援課在は課内保健担当係長が兼務
 - 「発達支援担当係長（福祉）」のポストを新設
- ◆ 要保護児童対策地域協議会の再編により、要保護児童等の把握、援助方針の決定、支援の進行管理等に係る子ども家庭支援センターと保健センターの役割分担を明確化した



要保護児童等のケースの進行管理機関

※数値は対応件数
(カッコ内は当該年度の
新規受理件数)

要保護児童(法的権限による介入・対応)
日常的な虐待や重度の虐待があり、子どもの安全を守るため、一時保護をはじめ法的権限による介入を行う

23年度 (138) → 28年度 (365) 児童相談所

要保護児童(支援的な介入・対応)
問題を重症化させないために、関係機関の連携により支援的な介入を行う

23年度 365 (182) → 28年度 801 (374) 4割が就学前
子ども家庭支援センター

要支援児童・特定妊婦
現状では虐待はないが、保護者の養育上の困難があり、虐待に移行するリスクがあるため、関係機関による連携した支援を行う

28年度 193(79) 学齢期以降要支援
子ども家庭支援センター
23年度 361 (116) → 753(304) 就学前要支援
111(100) 特定妊婦
保健センター

各機関の通常支援層・健康な子育て層
健康な子育てができている層、課題があっても、各機関の通常の支援によって、健康な子育てが保たれている層

援助方針会議(保健センターの所管地域を
ベースに区内3地域で実施)で全ケース共有



杉並区要保護児童対策地域協議会

杉並区内の要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、関係機関等が必要な情報を共有し、連携して適切に対応することを目的として、児童福祉法第25条の2の規定に基づき設置する。

【調整機関】 杉並区子ども家庭支援センター（役割：要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関との連絡調整）
【会長】 子ども家庭担当部長 【副会長】 子ども家庭支援担当課長

代 表 者 会 議（年1回）

地域協議会が円滑に運営されるための環境整備を目的とし、各機関の役割確認、要保護児童等の支援システム、協議会の課題等を協議する地域協議会の構成機関の代表者による会議。

実 務 者 会 議（3地域部会）（周産期部会）（年2回程度＋研修）

【目的】各地域の実務者で構成され、個別事例の関係機関の相互理解と協議により支援を円滑に進めるため

- 要保護児童等の実態や事例の総合的な把握を通じた関係機関等の役割・機能の確認に関すること
- 要保護児童等の対策についての情報交換や研修活動に関すること
- 要保護児童等の対策を推進するための啓発活動に関すること
- 代表者会議への報告に関すること

援 助 方 針 会 議（3地域 隔月） 進行:保健センター所長

- 【目的】地域における要保護児童等の把握及び子ども家庭支援センターと保健センターの進行管理に係る役割分担と援助方針の共有により、児童虐待の未然防止から対応までを一体的に行うことを目的とする。
- 要保護児童等の把握に関すること
 - ◆要保護児童（児童相談所・子ども家庭センターが進行管理機関として、受理済、支援方針確認済ケース）の報告
 - ◆要支援児童・特定妊婦（保健センター・子ども家庭支援センターが進行管理機関として、受理、支援方針確認済ケース）の報告
 - 進行管理を行う機関の調整に関すること
 - ◆進行管理機関が未定の要保護・要支援ケースについて援助方針と進行管理機関について協議を行う
 - 個別事例における援助方針の協議

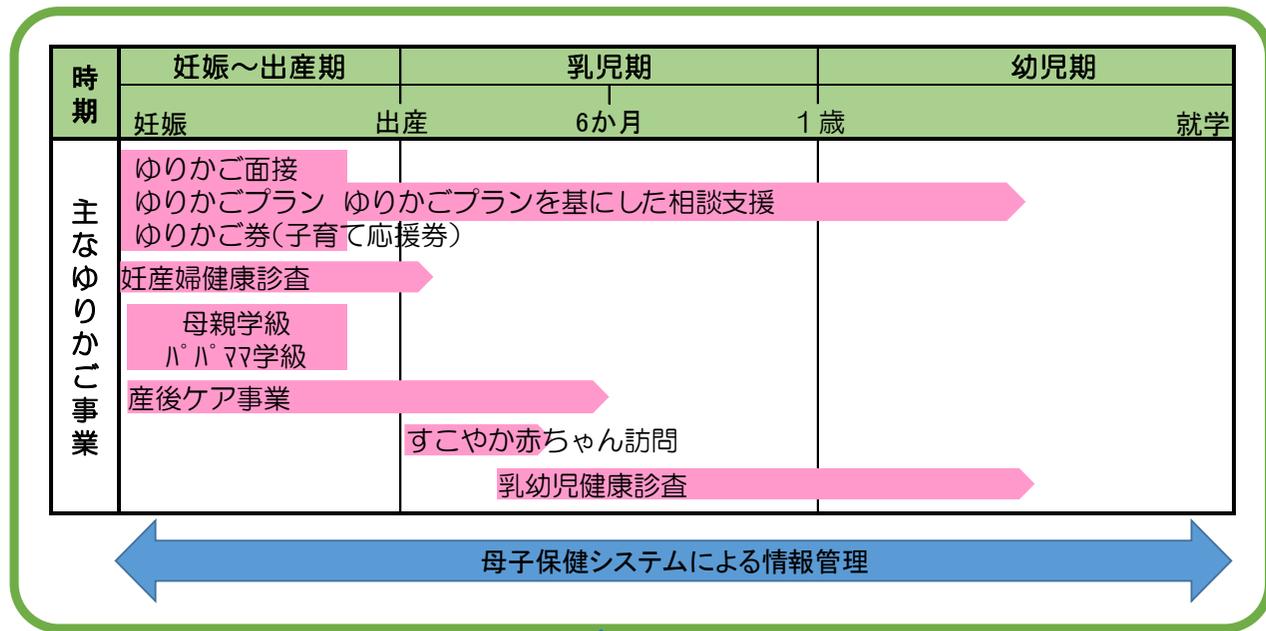
個 別 事 例 支 援 会 議

- 個別ケースに関わっている関係機関担当者（随時）
- 事例ごとに開催し、要保護児童等の状況把握や問題点の確認、具体的支援内容の検討及び役割分担、支援の経過報告及び評価を行う。

杉並区における「ゆりかご事業」の実施状況

(ゆりかご事業)

安心して出産・子育てを行うことを目的とした子育てニーズの把握と
 妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない支援体制



特に支援が必要な妊婦について、関係機関と連携して支援



【杉並区独自事業】産婦健康診査(H23年度～)

(経過) 区は平成23年1月に区民の生命と健康にかかわる喫緊の課題を「健康と医療・介護の緊急推進プラン」として取りまとめた。その中で「生命の誕生」に焦点をあて、「安心して妊娠・出産できる環境づくり」のために①妊産婦健康診査の充実②不妊に悩む区民への支援③身近な地域で出産できる環境づくり④乳幼児期の疾病予防の充実に係る施策を推進することになった。③の1事業として杉並区独自の「産婦健康診査」を開始

(目的) 産後の心身の状態を確認し、「すこやか赤ちゃん訪問事業」とも連携することで、育児に対する不安や、産後うつの解消にも資する。

(内容) 出産後8週間以内の期間に1回、区内の契約医療機関において、診察・尿検査・血圧測定・体重測定を行うもの。

(実績)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
受診者数(人)	1,446	1,560	1,692	1,769	1,954	1,951



【杉並区独自】杉並子育て応援券・訪問育児サポーター事業

◆杉並子育て応援券

子育て家庭と地域がつながるきっかけづくりのために産後の支援、一時保育などの有料の子育て支援サービスに利用できる区独自のチケット。

【目的】○子育て応援券でサービスを促進することで、子育て家庭が地域の人と関わりながら子育てできるようにする。

○子育てを応援するサービスを増やすことで、「子育てしやすい」「子育てを応援する」まちをつくる。

【対象】小学校就学前の乳幼児がいる家庭(所得制限なし) 平成28年4月～妊婦用のゆりかご券交付

【交付額(28年度)】 ・ゆりかご面接を受けた妊婦に対し、ゆりかご無償応援券1万円分を交付。
・出生時には、出生時無償応援券2万円分を交付。
・0～2歳児の子どもがいる保護者には、無償応援券2万円分を交付
※有償応援券(1冊3千円で1万円分のサービスを利用)はリーフレット参照

【主なサービス】 ①親子地域ふれあい②家事援助、子育て相談、産前・産後支援等、親をサポート
②一時保育、託児等、子どもを預ける

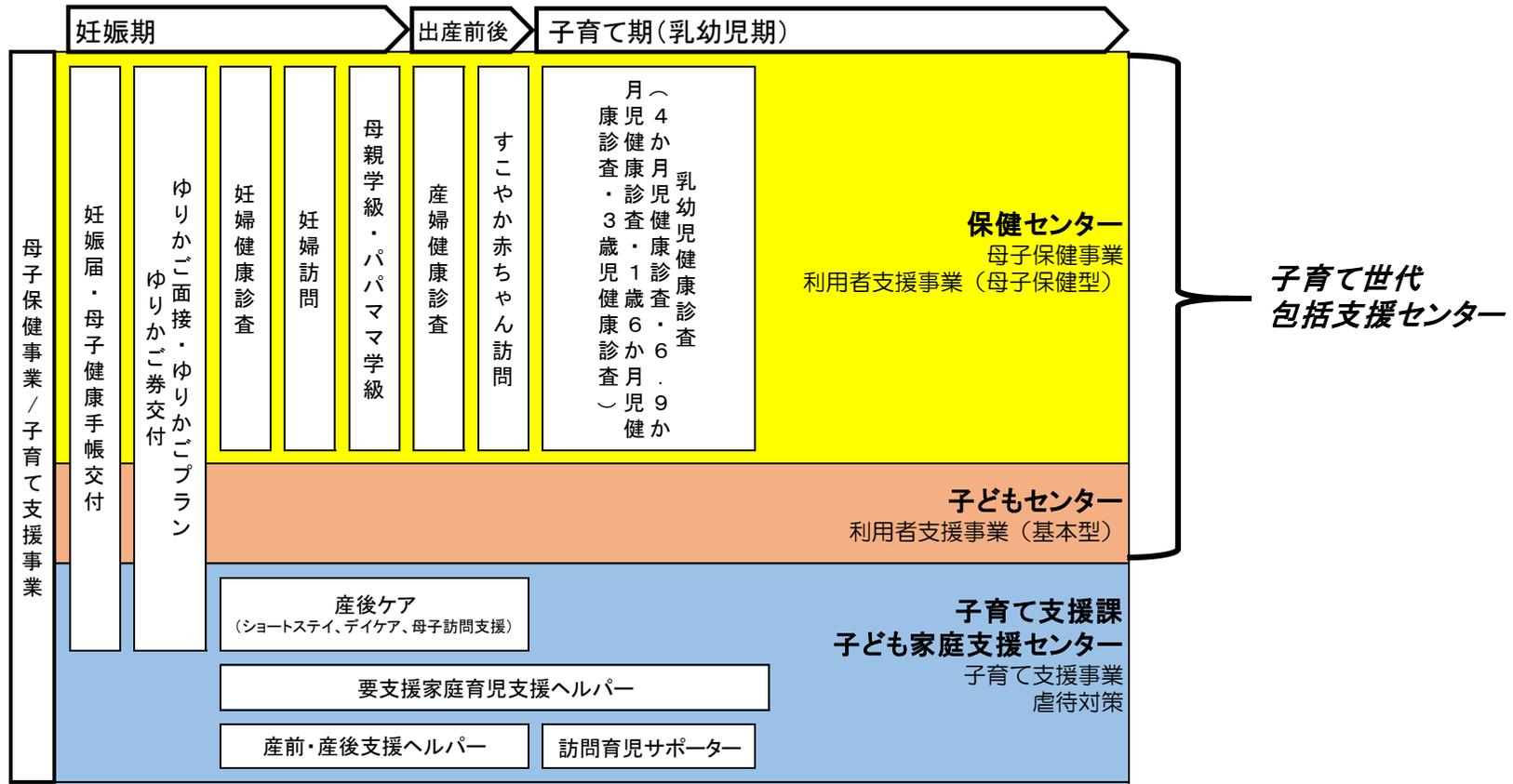
◆訪問育児サポーター

1歳未満の子どものいる家庭に、育児経験があり、区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行う。(社会福祉協議会に委託して実施。)



子育て世代包括支援センターの現状

平成27年12月から母子保健に関する支援及び子育て支援に関する支援機能を持ち、荻窪、高井戸、高円寺、上井草、和泉保健センターの5カ所で直営にて国庫補助事業「利用者支援事業(母子保健型=ゆりかご面接)」を活用し事業開始。妊娠の届出・母子健康手帳の交付、母親・両親学級、妊婦訪問、産婦訪問、低体重児の届出、新生児訪問、乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業を同施設で実施している。



杉並区における養育支援訪問事業の位置づけと対象者の例

<位置づけ>

- 1 子ども家庭支援センター地区担当職員による養育支援を特に必要とする家庭等に対する訪問等の援助活動
- 2 保健センターの地区担当保健師による養育支援を特に必要とする家庭等に対する訪問等の援助活動
- 3 杉並区要支援家庭育児支援ヘルパー事業
→この3事業を合わせて「養育支援訪問事業」とする。

「児童福祉法の改正に伴う養育支援訪問事業に係る第二種社会福祉事業の届出」

【対象者の例】

- ①若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。
- ②出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等によって、子育てに強い不安や孤立感等を抱える家庭
- ③食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。
- ④児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。
- ⑤その他、区長が特に必要と認めた家庭。



要支援家庭育児支援ヘルパーの事業概要

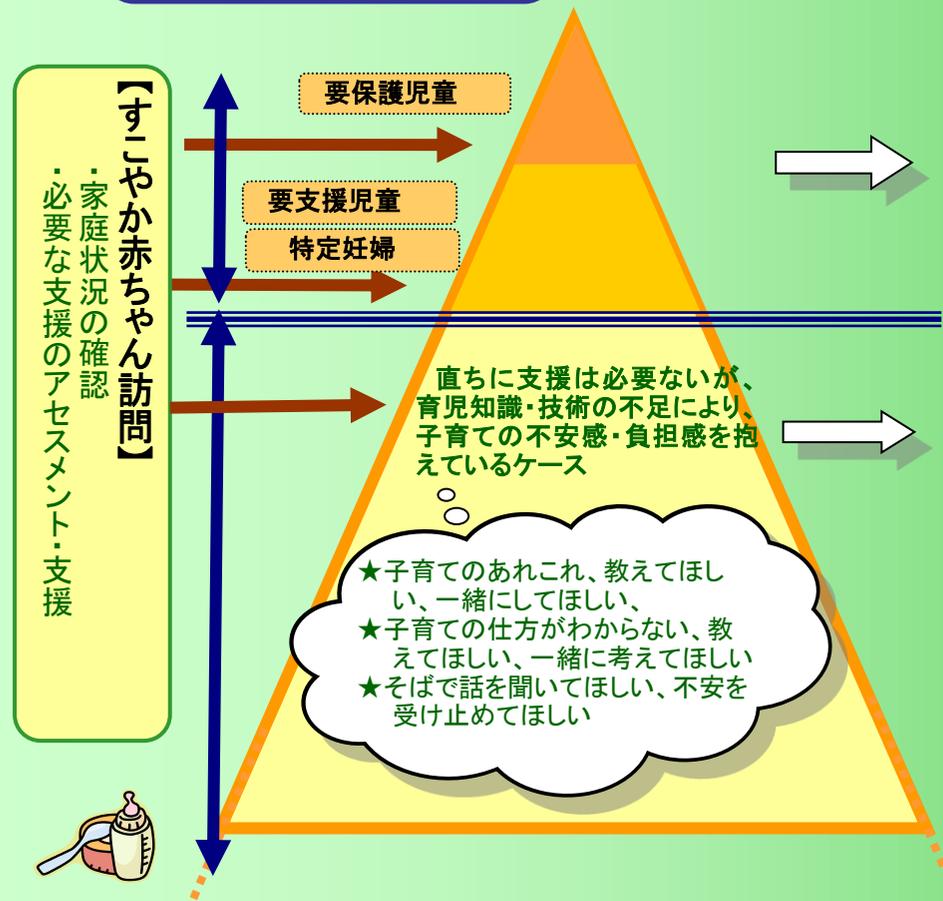
事業内容	家事援助ヘルパー	専門相談員
契約形態	ヘルパー事業者と委託契約	相談員個人に専門相談員を依頼（謝礼金支払）
利用期間	利用決定日から6か月までの間	
利用回数	15日まで（産前から利用する場合は20日まで、ただし産後は15日まで） ※保育園、学校等への送迎支援（本児・きょうだい）については、最大30日まで可とする。	
利用時間	平日の午前9時00分から午後5時までのうち連続した3時間を限度	平日の午前9時00分から午後5時までのうち連続した2時間を限度
	※調整会議で必要と認めた場合、土曜日を含めて、午前8時30分から午後7時まで可とする。	
利用者負担（交通費）	利用者が実費払い	<ul style="list-style-type: none"> 利用者宅までの交通費は0円（謝礼金に含む） その他の交通費は利用者が実費払い
支援内容等	<ul style="list-style-type: none"> 食事の支度・洗濯・掃除・整理整頓 食材及び生活必需品の買い物 室内における子どもの世話 子育ての相談 保育園、学校等への送迎支援（本児・きょうだい） 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの安全確認 子どもの発育発達観察・発達支援 養育者の話の傾聴と不安軽減 子どもの育児や関わり方への相談支援（近隣の公園等での育児支援・子どもの生活支援を含む）
	<ul style="list-style-type: none"> レスパイト（主に産後の母の休息。居宅内に限る。） 健診等への同行 	

※平成29年度11月現在：助産師5名、保健師3名、保育士5名、心理職2名、精神保健福祉士1名、児童指導員1名の全6職種17名の体制



訪問型サービス

見立て(アセスメント)の機会



保健センター、子ども家庭支援センターによる訪問支援

(拡大)要支援家庭支援ヘルパー事業

家事援助ヘルパーによる訪問支援

+

専門的知識を有する相談員の訪問による支援強化

(新規)訪問育児サポーター

対象：すこやか赤ちゃん訪問終了後～1歳未満まで
手続き：希望する親が直接申請

コーディネーター訪問とアセスメント

- ・家庭状況、ニーズの確認
- ・サポーターとのマッチング など

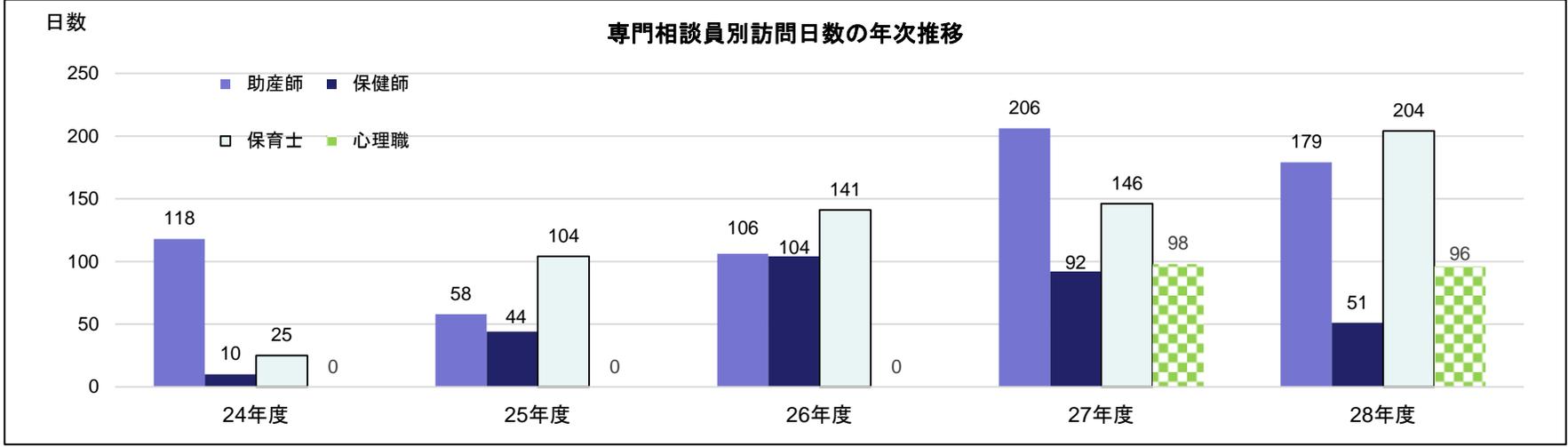
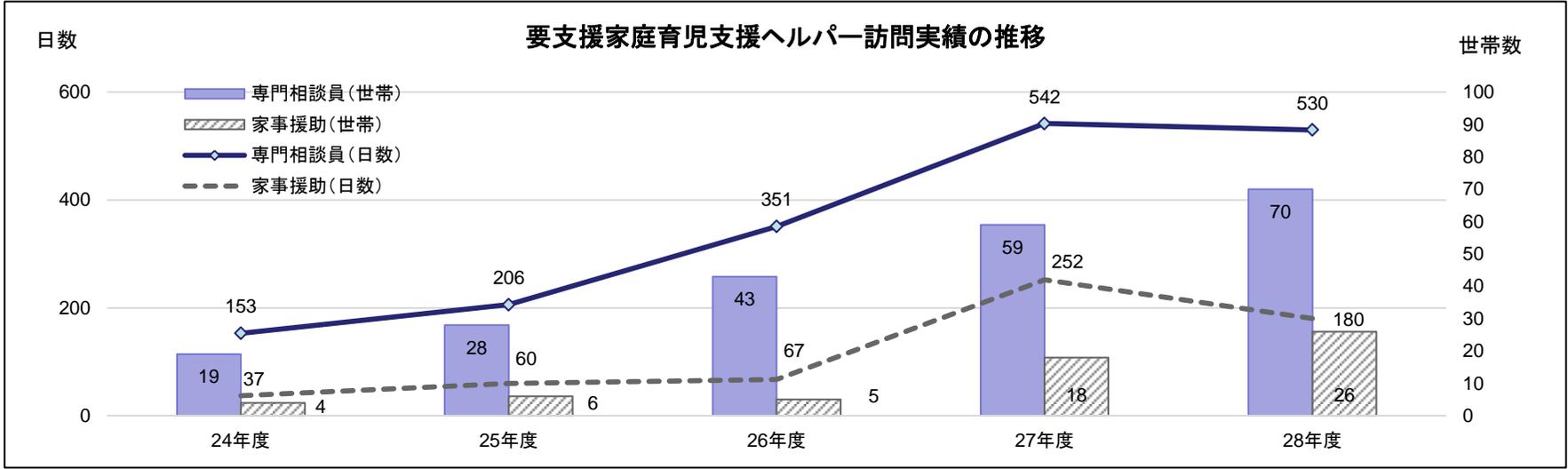
育児サポーターの訪問

時間・回数：2時間程度・3回まで(無料)
活動内容(例)

- ①子育てを一緒に行い、親の育児技術をサポート
- ②親に寄り添い、不安な気持ちを傾聴)
- ③地域の育児サービスや相談窓口を案内



杉並区の要支援家庭育児支援ヘルパー事業の実績①



杉並区の要支援家庭育児支援ヘルパー事業実績②

職種	これまで対応した対象者(例)と期待される効果
保健師	<ul style="list-style-type: none">・対人関係やコミュニケーションの困難さがあり、子育てサービス導入への支援・リスクアセスメントのための生活や育児の状況把握・保護者の不安感の軽減と基本的な育児手技の獲得支援・安全・安心な育児・生活維持のための定期的な見守りと相談関係の構築・精神疾患等のある保護者への治療状況の確認、治療中断の防止、継続的な通院支援
助産師	<ul style="list-style-type: none">・予期しない妊娠(望まない妊娠を含む)妊婦の出産準備、メンタルサポート支援・育児知識や理解力の低下による育児不安、不適切な養育となっている保護者への支援・乳児の体重増加不良など、リスクアセスメントのための状況把握と育児支援・安全・安心な育児の見守りと相談関係の構築
保育士	<ul style="list-style-type: none">・子どもに発達面の課題あり、適切な対応が困難な保護者への支援(モデル提示) 専門相談、発達支援事業へのつなぎ・育児不安、育児負担感のある保護者への支援・養育力の未熟さ、困難さを持つ保護者への遊び方や育児支援
心理職 精神保健 福祉士	<ul style="list-style-type: none">・被虐待歴、DV、産後うつや強い育児不安など、メンタルサポートやアセスメントが必要な保護者への支援・家族関係等の課題整理など

【事業を利用する際の注意事項】

- 本事業は、児童虐待予防の観点から、養育支援が特に必要と思われる家庭へのサービスのひとつであり、子ども家庭支援センター虐待対策ワーカー及び保健センター保健師による継続的な支援を代替するものではない。
- 進行管理機関の援助方針に基づき、調整会議において、事例の見立てや支援目標支援内容等を確認し、利用の適否について検討し決定する。
※一般サービスではないため、広報等による一般的な周知はしていない。
- 専門相談員とは密に連絡をとり、訪問記録の支援内容の確認を行うとともに、相談員自身のメンタルサポートにも配慮する。
- 6か月後に調整会議において評価し、今後の援助方針を確認する。

